

川崎市教育委員会職員の健康情報等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、川崎市教育委員会における業務上知り得た健康情報等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(健康情報等)

第2条 この要綱において、「健康情報等」とは、職員（川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の任命に係る職員をいう。以下同じ。）の心身の状態に関する情報であって、別表第1に定めるものをいう。

(健康情報等の取扱い)

第3条 この要綱において、「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集、保管、使用、加工又は消去であって、別表第2に定めるものをいう。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

第4条 健康情報等を取り扱う者及び健康情報等を取り扱う権限は、別表第3に定めるとおりとする。

2 健康情報等の適正な管理を推進するため、健康情報等を取り扱う責任者（以下「責任者」という。）を置き、教育次長をもって充てる。

3 健康情報等を取り扱う者及びその権限、取り扱う健康情報等の範囲は、別表第4に定めるとおりとする。

4 健康情報等を取り扱う者は、別表第4に定めた権限を超えて健康情報等を取り扱う場合は、あらかじめ責任者の承認を得るとともに、職員本人の同意を得なければならない。

5 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

第5条 健康情報等を取り扱う者は、健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的及び取扱方法を職員本人に通知し、又は公表するものとする。健康情報を収集した場合（公表していない場合に限る。）も同様とする。

2 健康情報等の分類に応じた職員本人の同意の取得については、別表第5のとおりとする。

3 健康情報等を取り扱う者は、健康情報等を収集する場合は、業務の名称及び法令根拠、利用目的、個人情報の記録内容を明らかにして本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(2) 公刊された出版物によって、公知性が生じた個人情報を収集するとき。

(3) 緊急やむを得ない理由があるとき。

(4) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。

(5) その他公益上必要があると実施機関が川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第33条第1項に規定する川崎市情報公開運営審議会の意見を聴いて認めたとき。

(健康情報等の適正管理の方法)

第6条 健康情報等を取り扱う者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 健康情報等を取り扱う者は、健康情報等の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、川崎市情報セキュリティ基準を遵守し、組織的、人的、物理的、技術的に適切な次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることの確認

(2) 健康情報等を取り扱う者以外は、原則として、健康情報等を取り扱ってはならないこととすること。

(3) 健康情報等を含む文書（磁気媒体を含む。）の施錠できる場所への保管、記録機能を持つ媒体の持ち込み・持ち出し制限等による情報の盗難・紛失等の防止の措置

(4) 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関するアクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等による情報の漏えい等の防止の措置

3 健康情報等を取り扱う者は、健康情報について法令又は川崎市教育委員会事務局公文書管理規則（平成13年川崎市教育委員会規則第6号）に定める保存期間に従い保管するものとし、補助的に作成された特に軽易なものについては利用目的を達成した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努めるものとする。

4 健康情報等を取り扱う者は、情報の漏えい等が生じた場合は、速やかに第4条第2項に規定する責任者へ報告するとともに、事業場内部において報告及び被害連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表等の必要な措置を講ずるものとする。

5 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（健康情報等の開示等）

第7条 職員本人による当該職員に関する健康情報等の開示、訂正、利用の停

止、消去、提供の停止の請求については、法、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号。以下「条例」という。）及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年教委規則第6号）の定めるところにより取り扱うものとする。

（健康情報等を外部に提供する場合の取扱い）

第8条 健康情報等を取り扱う者は、利用目的の範囲を超えて、健康情報等の目的外利用をしてはならない。ただし、法第69条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

2 健康情報等を取り扱う者は、利用目的の範囲を超えて、健康情報等の外部提供をしてはならない。ただし、法第69条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

3 次の場合については、健康情報等の目的外利用又は外部提供に当たらないものとする。

（1）保険者等と共同して健康診断や保健事業を実施する場合

（2）健康情報等の取扱い（データ入力・分析等）を委託して実施する場合

4 健康情報等の目的外利用又は外部提供をする場合は、あらかじめ条例第4条第1項に基づき、その旨を市長へ届け出なければならない。

（第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い）

第9条 第三者から健康情報等の提供を受ける場合には、法第30条第1項各号に掲げる事項について確認するとともに、記録を作成し、必要な期間保存するものとする。

（異動、組織変更等に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項）

第10条 異動や組織変更等により他の任命権者から健康情報等を取得する場合

、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐものとする。

- 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）によらず取り扱う情報のうち、継承前の利用目的を超えて取り扱う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得るものとする。

（健康情報等の取扱いに関する苦情の処理）

第11条 健康情報等の取扱いに関する苦情は、教育委員会事務局職員部給与厚生課（以下「給与厚生課」という。）が担当する。

- 2 給与厚生課は、苦情に適切かつ迅速に対処し、必要な体制を整備するものとする。

（取扱要綱の職員への周知の方法）

第12条 この要綱は、庁内イントラネットシステム等により、職員に周知するものとする。

- 2 職員の退職後に、当該職員に係る健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を当該職員に対して周知するものとする。

（研修）

第13条 給与厚生課は、健康情報等を取り扱う者に対し、必要に応じ健康情報等の取扱いに関する研修を行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱は、給与厚生課が所管する。

第15条 この要綱の改正案等を作成する場合には、各職員安全衛生委員会の意見を聴くものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1	安衛法第65条の2第1項の規定により、作業環境測定の結果に基づいて、教育委員会が、従業員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
2	上記の健康診断の受診・未受診の情報
3	安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき教育委員会が実施した健康診断の結果並びに同条第5項及び安衛法第66条の2の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果
4	上記3の健康診断を実施する際、教育委員会が追加して行う健康診断による健康診断の結果
5	上記3及び4の健康診断の受診・未受診の情報
6	安衛法第66条の4の規定に基づき教育委員会が医師又は歯科医師から聴取した意見及び安衛法第66条の5第1項の規定に基づき教育委員会が講じた健康診断実施後の措置の内容
7	安衛法第66条の7の規定に基づき教育委員会が実施した保健指導の内容
8	上記7の保健指導の実施の有無
9	安衛法第66条の8第1項（第66条の8の2第1項）の規定に基づき教育委員会が実施した面接指導の結果及び安衛法第66条の8第2項の規定に基づき職員から提出された面接指導の結果
10	上記9の職員からの面接指導の申出の有無
11	安衛法第66条の8第4項及び第66条の8の2第2項の規定に基づき教育委員会が医師から聴取した意見及び安衛法第66条の8第5項の規定に基づき教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容
12	安衛法第66条の9の規定に基づき教育委員会が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
13	安衛法第66条の10第1項の規定に基づき教育委員会が実施したストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の結果
14	安衛法第66条の10第3項の規定に基づき教育委員会が職員からの申し出により実施した面接指導の結果
15	上記14の職員からの面接指導の申出の有無
16	安衛法第66条の10第5項の規定に基づき教育委員会が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容
17	安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて教育委員会が収集した健康測定の結果、健康指導の内容等
18	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、職員から提出された二次健康診断の結果及び同法の給付に関する情報
19	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
20	通院状況等疾病管理のための情報
21	健康相談の実施の有無
22	健康相談の結果
23	職場復帰のための面接の結果

24	産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報
25	任意に職員から提出された本人の病歴及び健康に関する情報

別表第2（第3条関係）

方法の種類	具体的内容
収 集	健康情報等を入手すること。
保 管	収集した健康情報等を保管すること。
使 用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を閲覧し、活用し、又は第三者に提供すること。
加 工	収集した健康情報等の第三者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること（例えば、健康診断の結果等をそのまま提供するのではなく、所見の有無や検査結果を踏まえ、医師の意見として置き換えるなど）。
消 去	収集し、保管し、使用し、又は加工した情報を削除するなどして使えないようにすること。

別表第3（第4条関係）

	健康情報を取り扱う者	補職名等	表記
1	人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	教育長、教育次長、総務部長、職員部長	担当ア
2	産業保健業務従事者	教育委員会の産業医及び健康管理・精神保健相談員 その他産業保健業務に従事する保健師等専門職	担当イ
3	管理監督者	職員本人の所属長	担当ウ
4	安全衛生の事務担当者	教育委員会で安全衛生業務に携わる者	担当エ
5	人事部門の事務担当者	教育委員会事務局総務部庶務課職員 教育委員会事務局職員部教職員人事課職員	担当オ

別表第 4（第 4 条関係）

		取り扱う者及びその権限				
		担当 ア	担当 イ	担当 ウ	担当 エ	担当 オ
1	安衛法第 65 条の 2 第 1 項の規定により、作業環境測定の結果に基づいて、教育委員会が、従業員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	△	○	△	○	△
2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	○	△
3	安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき教育委員会が実施した健康診断の結果並びに同条第 5 項及び安衛法第 66 条の 2 の規定に基づき職員から提出された健康診断の結果	△	○	△	○	△
4	上記 3 の健康診断を実施する際、教育委員会が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	○	△
5	上記 3 及び 4 の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	○	△
6	安衛法第 66 条の 4 の規定に基づき教育委員会が医師又は歯科医師から聴取した意見及び安衛法第 66 条の 5 第 1 項の規定に基づき教育委員会が講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△	△
7	安衛法第 66 条の 7 の規定に基づき教育委員会が実施した保健指導の内容	△	○	△	△	△
8	上記 7 の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△	△
9	安衛法第 66 条の 8 第 1 項（第 66 条の 8 の 2 第 1 項）の規定に基づき教育委員会が実施した面接指導の結果及び安衛法第 66 条の 8 第 2 項の規定に基づき職員から提出された面接指導の結果	△	○	△	○	△
10	上記 9 の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	○	△
11	安衛法第 66 条の 8 第 4 項及び第 66 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき教育委員会が医師から聴取した意見及び安衛法第 66 条の 8 第 5 項の規定に基づき教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	○	△
12	安衛法第 66 条の 9 の規定に基づき教育委員会が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△	△
13	安衛法第 66 条の 10 第 1 項の規定に基づき教育委員会が実施したストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の結果	△	○	△	△	△
14	安衛法第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づき教育委員会が職員からの申し出により実施した面接指導の結果	△	○	△	△	△
15	上記 14 の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	○	△

16	安衛法第 66 条の 10 第 5 項の規定に基づき教育委員会が医師から聴取した意見及び同条第 6 項の規定に基づき教育委員会が講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△	△
17	安衛法第 69 条第 1 項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて教育委員会が収集した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△	△
18	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 27 条の規定に基づき、職員から提出された二次健康診断の結果及び同法の給付に関する情報	△	○	△	△	△
19	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△	△
20	通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△	△
21	健康相談の実施の有無	△	○	△	△	△
22	健康相談の結果	△	○	△	△	△
23	職場復帰のための面接の結果	△	○	△	△	△
24	産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△	△
25	任意に職員から提出された本人の病歴及び健康に関する情報	△	○	△	△	△

◎：事業者（教育委員会）が直接取り扱う。

○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。（法令に基づく収集等を要するが、事業者（教育委員会）が直接取り扱う必要のない情報）

△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、産業保健業務従事者が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。（法令によらず事業者（教育委員会）が収集する情報であり、取り扱う担当者を定め、職員の同意に基づき取り扱う必要がある情報）

別表第 5（第 5 条関係）

①法令に基づき収集する情報	職員本人の同意を得ずに収集することができる。
②法令で定められていない項目について収集する情報	適切な方法により職員本人の同意を得ることによって収集することができる。この要綱に定めている情報に関しては、この要綱が、職員本人に認識されている合理的かつ適切な方法により周知され、職員本人が本要綱に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情

	報の取扱に関する職員本人からの同意の意思が示されたものと解する。
--	----------------------------------